

お客様（以下、甲という）は、NTT タウンページ株式会社（以下、乙という）が提供する i タウン DB サーチ（以下、提供商品という）を利用するにあたり、i タウン DB サーチ利用規約（以下、本規約という）に定める事項を遵守していただきます。

第1条（定義）

i タウンページ DB サーチとは、乙が運営する Web サイト（名称：i タウンページ）に掲載されている情報と、乙のアライアンス先が収集管理している情報を独自に組み合わせたデータベースをインターネットを介して提供するサービスをいう。また、i タウン DB サーチからダウンロードしたデータを本件データという。なお、i タウン DB サーチの著作権は乙又は乙のアライアンス先に帰属する。

第2条（本規約の適用）

乙は、本規約に基づき、甲に i タウン DB サーチの使用を許諾し、甲は本規約に基づき i タウン DB サーチを使用するものとする。

第3条（本規約の変更）

乙は、本規約の目的に反せず、かつ、本規約の変更及び、廃止に係る事情に照らして社会通念上合理的なものであるときは、合理的期間内に乙が適切と判断する方法（乙ホームページでの告知等）により周知し、規約変更ができるものとする。

第4条（申込の方法および承諾）

甲は、提供商品の利用を申込するときは、本規約に定める事項に同意の上、乙指定の書式による「i タウン DB サーチ使用申込書」（以下、個別契約という）に必要事項を記入し提出する。

2 個別契約は、乙が甲の提出する個別契約を受領し記入内容を確認の上承諾した後、提供商品の利用に必要となる ID および初期パスワードを甲が個別契約に記入した管理者に付与したときに成立するものとする。

3 甲は、提供商品の利用にあたっては本規約および本マニュアルならびに別途、必要に応じ乙が行う通知にのみ基づき、提供商品を利用するものとする。なお、本規約、本マニュアル、通知等を併せて本利用規約という。

第5条（使用権及び使用上の制限）

乙は、甲に対し、個別契約の使用目的及び使用方法に従い、提供商品を非独占的に使用する権利（以下、使用権という）を許諾するものとする。

2 甲は、提供商品を個別契約で定めた使用目的及び使用方法以外に使用してはならな

い。

3 甲は、使用許諾された提供商品を、有償無償を問わず、甲の関係会社（甲を支配している、甲に支配されている又は甲と同じ支配下にある法的主体）を含む第三者に使用させてはならない。

第6条（禁止事項）

甲は、提供商品の内容の全部若しくは一部を、乙に無断で複製してはならない。また、本件データのバックアップを目的とした複製は各本件データにつき1回のみ可能とする。

第7条（商品の改変）

甲は、自己の用に供する場合に限り、本件データを改変することができるものとする。

第8条（使用状況の報告）

甲は、乙から請求があった場合には、提供商品および本件データの使用状況について、乙に書面で報告しなければならない。

2 乙は、提供商品の使用状況を調査するため、必要に応じて甲の事務所等を検査できる。

第9条（使用料金の支払い）

甲は乙に対し、提供商品の使用権の対価として、個別契約に記載の金額及び消費税額を支払うものとする。加算する消費税相当額の税率は、提供時の税率を適用する。

2 甲は、乙の請求書を受理した日の翌月末日までに乙の指定する方法で、使用料金及び消費税を支払うこととする。なお、支払いに発生する手数料は甲の負担とする。

第10条（ダウンロード件数および超過料金の制限）

ダウンロード件数とは、甲が本利用規約に基づき、1回ごとの検索において、その任意の検索条件で検索し取得した本件データの毎月1日から末日までの累積件数を指し、1レコードを1件としてカウントする。なお、時期を異にし、同一もしくは異なる検索条件で取得した本件データ内に過去に取得したものと同一のデータが含まれる場合でも、別途1件とカウントする。

2 提供商品の月額基本料金に含まれる本件データのダウンロード件数（以下、基本件数）は、個別契約記載の件数とする。なお、ダウンロード件数が基本件数に満たない場合でも月額基本料金は固定とし、基本件数と実際にダウンロードした件数との差分は翌月へ繰り越されず、返金されないものとする。

3 前項の基本件数を超えて本件データをダウンロードする場合、甲は、超過分1件につき個別契約記載の追加料金を乙に支払うものとする。なお、毎月1日から末日までにダウ

ンロードできる上限件数は個別契約記載の件数を上限とする。

4 当月のダウンロード件数カウントは、翌月1日の0時（日本時間）に0件にリセットされる。

第11条（支払い遅延利息）

乙は、甲が前条の使用料金及びこれに相当する消費税額を規定の期限までに支払わない場合、支払い期限到来の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、支払い遅延金額に対して年3.0%の割合で計算した額を支払い遅延利息として請求することができる。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。

第12条（作業委託の通知等）

甲は、提供商品の使用にあたって必要な作業その他商品を使用する作業を受託業者等（販売代理店含む、以下同じ）に委託する場合には、事前に乙の承諾を得るものとする。

2 甲は、前項の委託を行うにあたって、受託業者等を十分に監督し、委託作業終了後、速やかに本件データ及びその加工物を返納又は消去させるものとする。

3 甲は、受託業者等が本件データを流用、漏洩しないように必要な措置を講じるものとする。

4 甲は、甲の受託業者等の行為について一切の責任を負うものとする。

第13条（責任の制限）

乙は、提供商品の内容が甲の特定の目的を全て満たすものであることを保証しないものとする。

2 乙は、甲が個別契約に基づき許諾された使用権を行使することにより生じた甲の損害に関して、いかなる責任をも負わないものとする。

3 提供商品を使用した結果、甲又は第三者へ損害が生じた場合においても、甲の責任において処理することとし、乙は何ら責任を負わないものとする。

4 提供商品に含まれる事業所（事業者）からの要望、その他の合理的な理由に基づき、乙が提供商品から、情報の全部又は一部を変更又は削除するよう通知した場合、甲は、かかる通知に従い、自らが管理する提供商品及び提供商品の加工物等から当該情報の全部又は一部を速やかに変更又は削除しなければならない。

5 万一、乙に損害賠償義務が発生した場合においては、損害の発生の直接の原因となったiタウンDBサーチの1年分の使用料金を限度とするものとする。

第14条（商品仕様の変更、廃止、新設）

甲は、乙が提供商品の仕様を予告なく変更、廃止、新設をすることを承認するものとする。

る。

2 甲は、前項に定める商品仕様の改善に伴い、新旧の商品仕様が混在する本件データが提供される場合があることを承認するものとする。

第15条（不可抗力）

乙は、天災、地変、その他の不可抗力により個別契約に定められた義務の遂行を妨げられた場合には、その不履行の責を負わないものとする。

第16条（知的財産権）

提供商品、もしくは提供商品に付帯する著作権、商標権、ノウハウ等その他一切の知的財産権は、乙に帰属する。

第17条（反社会勢力に対する措置）

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1)自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること

(2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5)個別契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものであること

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に個別契約を解除することができる。

(1) 本条第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為 ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号

に準ずる行為

3 甲は、作業を委託する場合は、その作業を委託する契約等（以下、「委託契約等」という。）の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資することが判明したとき又は委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして本条第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。なお、乙は、甲が違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に個別契約を解除することができる。

4 甲及び乙は、本条第2項又は前項の規定により個別契約を解除した場合、相手方に損害が生じてこれを賠償する責を負わないものとする。

第18条（違約金の支払）

甲は、甲が個別契約の使用目的及び使用方法等以外で使用した場合、その他個別契約に違反して使用、流用又は漏洩がなされた場合（受託業者等が違反した場合も含む）は、個別契約に定める使用料金の3倍の金額を違約金として乙に対して支払う義務を負う。

2 前項の規定は、乙が受けるべき他の損害賠償の請求を妨げないものとする。

第19条（損害賠償）

甲が、個別契約に定めた条項に違反し乙の保有する権利を侵害した場合は、乙は甲に対して提供商品の使用を禁止し、損害賠償を請求できるものとする。

第20条（権利、義務の譲渡、承継の禁止）

甲又は乙は、個別契約によって生じる権利又は義務を相手方の事前の書面による承認なしに第三者に譲渡又は承継させてはならない。相手方が本条に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに個別契約を解除することができるものとする。

第21条（機密の保持）

甲及び乙は、個別契約の内容及び個別契約によって知り得た相手方の業務上の機密を、第三者に漏洩してはならない。

2 本条は個別契約終了後も有効とする。

第22条（個人情報）

甲は、提供商品の利用において個人情報を得たときは、プライバシーの尊重と個人情報の保護に十分留意し、適切な方法での利用および管理をしなければならないものとします。

第23条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が個別契約に定める義務を履行しない場合又は履行を遅滞した場合は、相手方に催告をした上で、個別契約を解除することができる。

第24条（契約の終了後の措置）

個別契約が解除、その他の理由により終了した場合、甲は本件データ（複製品・改変物も含む）を遅滞なく消去しなければならない。また、甲は、本件データを消去した後、乙に対して書面にてその旨を通知しなければならない。

2 個別契約が終了したときは、乙が次の措置を任意に行うものとし、甲はこれを同意するものとする。

- ① 乙が、個別契約に基づき付与したIDの抹消
- ② 甲が、本サービス利用において登録したパスワードその他全ての情報の抹消

第25条（期限の利益喪失）

甲は、以下の各号に規定する事由に該当した場合には、乙に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 甲が、個別申込書の使用料金に限らず、乙との契約関係において、一つでも支払期限を超過した場合、乙から甲に対する、相当の猶予をもって催告してもなお支払われないとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け又は民事再生手続、会社更生手続、破産手続若しくは競売等の申立てを受け又は自ら民事再生手続、会社更生手続、若しくは破産手続の申立てをしたとき
- (3) 行政庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (4) その振出し、保証し、引受け又は裏書した手形、小切手の第一回目の不渡、支払停止その他財産状態が悪化したと認められるとき
- (5) 解散の決議をしたとき又は所在が不明となったとき
- (6) 個別契約の履行に関して、甲又はその使用人若しくは代理人等に不正な行為があったとき

第26条（輸出禁止）

個別契約に基づき各当事者が開示した一切の情報及び個別契約に係る業務の過程で取得又は創出された一切の成果物（成果物に係るノウハウ・情報を含む）は、個別契約の条項及び適用される法令に基づき許される場合を除いて、いかなる国へも輸出されないものとする。なお、各当事者が情報及び成果物等を輸出する場合において、適用される法令を遵守するために必要な措置をとるにあたり、当該当事者から要請があった場合には、相手方当事者はこれに協力するものとする。

2 乙は、甲が前項に定める事項に違反した場合には、直ちに個別契約を解除できるものとし、甲は、当該違反により乙に生じた一切の損失を補償するものとする。

3 本条の規定は個別契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。

第27条（契約期間）

提供商品の利用は、個別契約の契約期間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、乙もしくは甲が相手方に書面により個別契約の更新をしない旨の通知をしない場合は、同じ条件で前項の契約期間が更新されるものとし、以後も同様とする。

3 契約期間中、中途解約はできないものとする。

第28条（プラン変更）

甲は、契約期間中において提供商品のプランを変更することはできないものとする。

ただし、契約期間が満了した後、甲が乙所定の手続に従って申請を行い、乙がこれを承諾した場合、次期契約期間においてプランの変更を行うことができるものとする。

第29条（紛争の解決）

個別契約に関して当事者間に紛争又は解釈の相違が生じた場合は、原則として甲乙協議により解決するものとする。

2 前項の協議によっても個別契約に関する紛争又は解釈の相違を解決することができない場合において、訴訟を提起するときは、日本国法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第30条（契約外の事項）

個別契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。